

令和8年2月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和8年2月20日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(14名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(6名)

早川委員 田浦委員 新里委員 久富委員 里村委員 亘委員

欠席者：

山田(隆)推進委員 平推進委員 大江推進委員 前田推進委員

3. 議事日程

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 議案第54号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| (2) 議案第55号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| (3) 議案第56号 | 農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について |
| (4) 議案第57号 | 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について |
| (5) 議案第58号 | 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について |
| (6) 議案第59号 | 農地のあっせん申出の取下げについて |
| (7) 議案第60号 | 非農地判断について |

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 次期総会について

日 時：3月23日(月) 午前9時～

場 所：和泊町議会議場(役場2階)

議案締切り：3月12日(木)

現地確認：3月13日(金) 午後1時30分～

議案発送：3月17日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ

事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和8年2月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。出会はありませんでしたが、今それぞれ忙しい時期です
ので、健康に気を付けながら事故のないように頑張ってください。以上です。

○先田局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、加納委員と大福委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第54号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭長畠○○。畑。農振農用地。面積2,788㎡。他2筆。合計3筆。総面積4,395㎡。渡人が兵庫県神戸市在住の○○氏。受人が国頭字の○○氏。農業委員によるあっせん。経営規模の拡大。調査委員は東委員です。

申請番号2番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭比嘉○○。畑。農振農用地。面積323㎡。渡人が国頭字の○○氏。受人が国頭字の○○氏。農業委員によるあっせん。経営規模の拡大。調査委員は東委員と今井委員です。

申請番号3番、無償の所有権移転。畑の所在地が畦布神屋当○○。畑。農振農用地。面積600㎡。渡人が畦布字の○○氏。受人が喜美留字の○○氏。申請番号4番の畑との交換。調査委員は三島委員です。

申請番号4番、無償の所有権移転。畑の所在地が畦布神屋当○○。畑。農振農用地。面積1,333㎡。渡人が喜美留字の○○氏。受人が畦布字の○○氏。申請番号3番の畑との交換。調査委員は三島委員です。

申請番号5番、有償の所有権移転。畑の所在地が皆川田皆窪○○。畑。農振農用地。面積819㎡。他3筆。合計4筆。全面積5,617㎡。渡人が皆川字の○○氏。受人が株式会社○○。農業委員によるあっせん。経営規模の拡大。調査委員は皆吉委員と山田(兼)委員です。

申請番号6番、有償の所有権移転。畑の所在地が喜美留筒岩○○。畑。農振農用地。面積431㎡。渡人が亡○○氏相続財産清算人○○氏。受人が国頭字の○○氏。農業委員によるあっせん。調査委員は東委員と今井委員です。

以上6件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしく願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番, 2番。東委員お願いします。

○東委員

申請番号1番の畑の位置を確認してきました。長畠と大工俣はローズが元々植えてあり, そのまま引継いでローズを栽培することで大丈夫です。比嘉の畑は面積が少なく, 前の耕作者がサトウキビを放置している状態でしたので, 今回の受人〇〇氏に確認したところ, コーヒーを植えたり, たんかんを植えたりなど有効利用していくとの話でしたので問題ないかと思われます。

申請番号2番の畑は受人〇〇氏が耕作していた畑で, そのまま耕作していくとの事です, 問題ないかと思われます。

○野村会長

申請番号3番, 4番。三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号3番, 4番の畑は昔に親同士が決めていたということで, 何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号5番。皆吉委員お願いします。

○皆吉委員

申請番号5番の渡人〇〇氏の畑は4筆連なっており, 見た目は1筆の状態です。これまで農耕機は所有しないでサトウキビを4年間, 管理委託栽培させていました。数年前から手放したいという相談もあり, 今回正式にあっせんの依頼を受け耕作中の受人の株式会社〇〇に繋いだところ, 4筆全てを購入したいとの返答をもらいました。金額も全面積で〇〇円の希望でお互い合意しました。受人の株式会社〇〇は, 約40ha バレイシヨ経営や農地の維持管理もしっかりしており問題ないと思います。

○野村会長

申請番号6番。今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号6番の畑は既に受人〇〇氏が耕作している畑にくっついていますので, 受人〇〇氏にあっせんをかけさせていただきました。単価につきましては, 周辺の価格に合わせました。受人〇〇氏につきましては, 息子さんと一緒に農業をされているので, 問題ないかと思われます。

○野村会長

以上で説明を終わりました, 質問を受けたいと思います。申請番号1番から6番まで何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので, 申請番号1番から6番まで一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第 55 号、農地法第 5 条の規定による許可について、農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号 1 番、畑の所在が出花竹山〇〇。畑。農振農用地。面積 640 m²。渡人が兵庫県神戸市在住の〇〇氏。受人が出花字の〇〇氏。申請事由として、無断転用をしていたが、今回改めて申請し自宅近くに農業用資材置場として利用して効率的な営農をしたいという事です。今回始末書付きで救済処置の追認制度を活用し、農業用利用計画指定用途として転用を申請している所です。審議よろしくをお願いします。

○野村会長

川畑委員、何かありますか。

○川畑委員

この畑は結構経過が長く、所有者も以前から売りたいと希望されていました。受人〇〇氏は規模も大きい花や野菜等を作っておりますので、問題ないかと思っております。

○野村会長

以上ですけど、質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、採決したいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案 56 号、農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、農用地利用集積等促進計画（案）について次のとおり審議を求めます。議事参与の制限に該当すると思われるので、川畑委員退席して下さい。

(川畑委員 退席)

○三島主査

申請番号 1 番、出花池当〇〇。畑。1,695 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,787 m²。地域振興公社から出花字の受人〇〇氏への売渡し。所有権移転が令和 8 年 5 月 1 日予定。以上です。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので採決をします。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

(川畑委員 着席)

それでは次に行きます。議案 57 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○三島主査

申請番号 1 番，出花平俣〇〇。畑。2,104 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 11,576 m²。手々知名字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 2 番，国頭新珍〇〇。畑。1,095 m²。静岡県浜松市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日までの 10 年間です。相続未登記農地。契約代表者が息子の〇〇氏。

申請番号 3 番，仁志赤水〇〇。畑。1,374 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,404 m²。東京都江戸川区在住の〇〇氏から仁志字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 4 番，国頭長岩〇〇。畑。2,410 m²。静岡県浜松市在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日までの 10 年間です。相続未登記農地。契約代表者が息子の〇〇氏。

申請番号 5 番，和親畠〇〇。畑。1,020 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 10,136 m²。玉城字の〇〇氏から玉城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日までの 10 年間です。みなしの解消。

申請番号 6 番，瀬名大田水〇〇。畑。1,809 m²。他 3 筆。合計 4 筆で 10,285 m²。京都府京都市在住の〇〇氏から瀬名字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日までの 5 年間です。

申請番号 7 番，後蘭西袋〇〇。畑。979 m²。根折字の〇〇氏から後蘭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。相続未登記農地。契約代表者が息子の〇〇氏。

申請番号 8 番，内城雨降屋〇〇。畑。428 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 877 m²。埼玉県さいたま市在住の〇〇氏から内城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。みなしの解消。

申請番号 9 番，根折蘇鉄当原〇〇。畑。1,872 m²。他 8 筆。瀬名阿美川〇〇は耕作面積が 1,000 m²。合計 9 筆で 17,289 m²。大阪府大阪市在住の〇〇氏から根折字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。相続未登記農地の契約代表者が息子の〇〇氏。

申請番号 10 番，谷山イジャン当〇〇。畑。5,236 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 7,716 m²。大阪府八尾市在住の〇〇氏から仁志字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 11 番，仁志赤水〇〇。畑。1,262 m²。仁志字の〇〇氏から仁志字の株式会社〇〇への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 5 月 1 日から令和 14 年 4 月 30 日までの 6 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の説明を求めています。申請番号2番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号2番は、渡人〇〇氏から貸したいのあっせんがでまして、借りたいのあっせん名簿に従って受人〇〇氏をあっせんしました。以上です。

○野村会長

次、申請番号4番、三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号4番は、みなしの解消です。

○野村会長

次、申請番号5番、榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号5番は、渡人〇〇氏は高齢の為、畜産業をやめるという事で受人〇〇氏にお願いしたという事でした。受人〇〇氏は渡人〇〇氏の一番近い親戚でもあり、色々世話をしているそうです。受人〇〇氏は3年程前に島に帰ってきて、サトウキビを作ったりしており、問題ないかと思われます。

○野村会長

次、申請番号6番、村山委員お願いします。

○村山委員

平委員より今回欠席ということで、説明を聞きました。申請番号6番は、渡人〇〇氏の親と受人〇〇氏のご主人がみなしで耕作していた畑で受人〇〇氏のご主人が亡くなられて受人〇〇氏が引継ぎ、集落の友人が手伝いながら耕作するという事で問題ないと思います。

○野村会長

次、申請番号7番、山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号7番は、みなしの解消です。

○野村会長

次、申請番号8番、村山委員お願いします。

○村山委員

申請番号8番は、地域集積事業の時から借り手と所有者で意見の食い違いがあり、地域集積事業に取組めなかったのですが、受人〇〇氏がもう一度借りなおしたいということで、みなしの解消になりました。以上です。

○野村会長

次、申請番号9番、山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

申請番号 9 番の渡人〇〇氏の所有の畑で前耕作者が亡くなり、又貸し状態になっていたの、渡人〇〇氏より相談を受けて畑を返してもらい、根折の耕作者に貸したいとの意向でしたので、あっせん順番で受人〇〇氏にあっせんをしました。受人〇〇氏はジャガイモとサトウキビを作っています。問題ないと思います。

○野村会長

次、申請番号 11 番、亘委員お願いします。

○亘委員

申請番号 11 番の渡人〇〇氏の畑ですが、隣に先月買いのあっせんで受人の株式会社〇〇が今、売買進行中です。隣接している渡人〇〇の畑を使わせてほしいと声をかけて契約になりました。問題ないと思います。

○野村会長

以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第 58 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

28 ページをご覧ください。売りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、国頭伊西〇〇。畑。2,853 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 5,951 m²。申し出者が、北海道苫小牧市在住の〇〇氏、希望価格が相場です。売買が決まるまで公社契約したいとの事で、令和 8 年 6 月 1 日から公社契約有。

整理番号 2 番、国頭鶴ノ窪〇〇。畑。2,240 m²。他 5 筆。合計 6 筆で 12,642 m²。申し出者が、神奈川県横浜市在住の〇〇氏、希望価格が相場です。抵当権抹消手続き完了の連絡有。売買成立までの間に契約希望の為、令和 8 年 2 月 1 日から公社契約有。

整理番号 3 番、玉城白瀬〇〇。畑。900 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,197 m²。申し出者が、和泊字の〇〇氏。希望価格が〇〇円～です。公社売買希望。

続いて、33 ページ。買いたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、根折大窪原〇〇。畑。1,572 m²。申し出者が根折字の〇〇氏。希望価格は〇〇円～です。

続いて、35 ページ。貸したいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、玉城ホキダ〇〇。畑。815 m²。申し出者が、内城字の〇〇氏、希望価格が相場です。以上です。

○野村会長

それでは売りのあっせん整理番号 1 番。あっせん委員は国頭 3 名で、あっせん価格はいくらですか。今井委員お願いします。

○今井委員

この周辺なのですが、数年前に売りのあっせんがでていまして、〇〇円から〇〇円でまだ売れてはいませんが、あっせん価格を決めているで、同じ〇〇円から〇〇円をお願いします。あと、隣の畑も同じ申出者の畑なのですが、売るなら一緒になくていいのですか。区切りみたいなのがあり2筆に分かれてはいます。

○先田局長

その1筆は農用地区域外になっており、売買はできるのですが、あっせん対象にならない為、所有者に再度確認を取り、契約書を二通りで進める方法もあるので、事務局で確認後、連絡を入れます。

○野村会長

整理番号1番のあっせん価格は〇〇円から〇〇円。あっせん委員は今井委員と新里委員と東委員の3名をお願いします。

次、整理番号2番。あっせん委員は国頭の3名で、相場はいくらですか。東委員をお願いします。

○東委員

整理番号2番のあっせん価格は、〇〇円～〇〇円をお願いしたいです。

○野村会長

整理番号2番のあっせん価格は〇〇円～〇〇円。あっせん委員は今井委員と新里委員と東委員の3名をお願いします。

次、整理番号3番。あっせん委員は玉城と和泊で、あっせん価格は榮委員どうですか。

○榮委員

玉城は〇〇円～〇〇円ですが、希望価格を本人が出している。

○野村会長

本人の希望はありますが、玉城の相場であっせんをかけていったほうが、成立しやすいのではないかと思いますので、あっせん価格は〇〇円～〇〇円。あっせん委員は榮委員、山田(隆)委員をお願いします。

次、買いのあっせん整理番号1番。あっせん委員は根折と畦布。あっせん価格は〇〇円～とのことですが、どうですか山田(定)委員をお願いします。

○山田(定)委員

整理番号1番の現場確認したところ、畑かんも有、スプリンクラーも有で、〇〇円は根折の最低の価格ですので、〇〇円以上をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円以上。あっせん委員は山田(定)委員と三島委員をお願いします。

次、貸しのあっせん整理番号1番。あっせん委員を内城と玉城をお願いします。村山委員どうですか。

○村山委員

この畑は以前、貸していたのですけど、なにか耕作の仕方が悪いとか何かあまりよくわからなかったのですけど、売りたいとも言ってはいましたが、一応またあっせんして

みます。相場は反あたり〇〇円になっていますので、それで進めたいと思います。

○三島委員

この貸したい畑の申出者は貸したいと売りたいの両方で登記簿と一緒に事務局に持ってきたのですが、登記簿を確認した所、共有名義の方が数名おり、権利が何万分単位となっており、申出者だけでは売買できない状況でした。申出者の持ち分が半分超えている為、貸し借りの契約はできる状況です。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円～。あっせん委員は村山委員と山田(兼)委員でお願いします。次に行きます。議案の59号、農地のあっせん申し出の取り下げについて。あっせん申出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議をお願いします、説明をお願いします。

○三島主査

38ページをご覧ください。あっせん申出の取り下げについてです。
整理番号1番、和大窪〇〇。畑、3,928㎡。他3筆。合計4筆で9,457㎡。申し出者が和泊字の〇〇氏。取り下げ理由としまして、金額条件が合わなく、売買できそうにないとこの事で取り下げの申出がありました。以上です。

○野村会長

あっせん価格が低いということでしょうか。実際話をしたら安すぎたという事ですか。

○大福委員

買いたい人は〇〇円で、売りたい人は〇〇円で金額が折り合わず、取り下げをして賃貸借にしたいという事です。

○野村会長

希望価格はいくらでしたか。

○大福委員

相場をお願いしますという事でした。

○野村会長

それでは取り下げを認めたいと思います。
次、議案の第60号、非農地判断についてお願いします。

○先田局長

すみません。議案の第60号を載せたのですが、準備が間に合わず、出来次第進めたいと思いますので、もう少しお時間ください。

○野村会長

これは準備出来次第、各自連絡をするという事です。
次は報告で合意解約報告ですので、後で目を通してください。
これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。次回は3月23日、9時から行います。議案の締め切りが3月12日、現地確認が13日。発送が17日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .